

板橋区保育費用徴収金減額要綱

(昭和 52 年 7 月 1 日 区長決定)  
 一部改正 (平成 2 年 11 月 7 日 区長決定)  
 一部改正 (平成 9 年 11 月 27 日 区長決定)  
 一部改正 (平成 10 年 2 月 19 日 区長決定)  
 一部改正 (平成 11 年 3 月 25 日 区長決定)  
 一部改正 (平成 12 年 2 月 28 日 区長決定)  
 一部改正 (平成 25 年 9 月 5 日 区長決定)  
 一部改正 (平成 27 年 3 月 31 日 区長決定)  
 一部改正 (平成 31 年 3 月 31 日 区長決定)  
 一部改正 (令和 2 年 3 月 27 日 区長決定)  
 一部改正 (令和 3 年 5 月 20 日 区長決定)  
 一部改正 (令和 3 年 10 月 14 日 区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）第 10 条の 3 の規定による保育費用徴収金（以下「徴収金」という。）の減額に関し必要な事項を定め、保育の利用後における当該世帯の収入の減少その他特別な事由の発生により、既に決定された徴収金の納入が著しく困難になった者に対し、徴収金の減額を行うことにより生計を援護し、もって児童の健全育成に寄与することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 徴収金の減額の対象となる者は、東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例（平成 9 年板橋区条例第 14 号）第 4 条の規定により、保育費用の額の決定を受けた本人又はその扶養義務者であって、規則別表第 5 の減額基準に該当する者とする。

(申請書等)

第 3 条 規則第 10 条の 3 第 3 項の規定により、保育費用徴収金の減額を受けようとする者が区長に提出する申請書は、保育費用徴収金減額申請書（別記第 1 号様式）とする。

- 2 前項の規定により申請書を提出するときは、申請の理由を証する書類を添付しなければならない。ただし、区長が申請の理由を証する書類の提出が困難であると認める場合は、この限りではない。

(決定等)

第 4 条 区長は、前条の規定により申請を受けたときは、当該書類を審査するとともに必要に応じて関係機関への照会その他調査を行い、減額適用の可否を決定し、次の様式により申請者に通知する。

- (1) 保育費用徴収金減額通知書（別記第 2 号様式）
- (2) 保育費用徴収金減額不適用通知書（別記第 3 号様式）
- (3) 区長は、規則別表第 5 の規定による減額基準に基づき減額の適用を解除するときは、徴収金減額適用を解除した旨、保育費用徴収金減額不適用通知書（別記第 3 号様式）により保護者に通知する。

(徴収金の改定)

第 5 条 減額基準を適用するものと決定した徴収金納入義務者の徴収金の改定は、原則として申請のあった日の属する月の翌月から行う。

2 前項の規定にかかわらず、申請時において次の各号のいずれかに該当する場合は、事実が発生した日の翌日まで遡及し、適用することができる。ただし、申請の年度の最初の月前に遡及することはできない。

(1)生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けているとき。

(2)その年の世帯の収入額が生活保護法による基準に満たないとき。

(3)その他天災のり災者等で特に区長が必要と認めたとき。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この要綱は、昭和52年7月1日から施行する。ただし、別表減額基準表中条件15については昭和52年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正の要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正の要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正の要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正の要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正の要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正の要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正の要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正の要綱は、平成31年4月1日に施行する。

付 則

この一部改正の要綱は、令和2年6月1日に施行する。

付 則

この一部改正の要綱は、令和 3 年 8 月 1 日に施行する。

付 則

この一部改正の要綱は、令和 4 年 4 月 1 日に施行する。

第1号様式(第3条関係)

## 保育費用徴収金減額申請書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所 板橋区

保護者氏名

下記の理由により、保育費用徴収金の納入が困難なので減額申請します。

|             |        |                       |  |
|-------------|--------|-----------------------|--|
| フリガナ<br>児童名 | 年 月 日生 | 保<br>育<br>施<br>設<br>名 |  |
| フリガナ<br>児童名 | 年 月 日生 |                       |  |

申請理由(※ 該当する番号に○印)

- 1 生活保護及び中国残留邦人等支援給付世帯になったため
- 2 世帯の収入額が生活保護法の基準に満たないため
  
- 3 住民税が免除となったため
- 4 住民税の徴収が猶予又は納期が延期されたため
- 5 住民税が均等割以下に減額されたため
  
- 6 災害又は盗難等による損失が生じたため
  
- 7 高額医療費がかかったため
  
- 8 稼働能力のない世帯員が増加したため(子どもが生まれたとき等)
  

氏名: \_\_\_\_\_ 生年月日: \_\_\_\_\_

  
- 9 世帯の稼働者が失業したため
- 10 世帯の前3か月の平均収入月額が前年の平均収入月額より1割以上低額になったため
- 11 同一世帯に以下のいずれかに該当する者がいるため  
 身体障がい者(児)1・2・3級/知的障がい者(児)1・2・3・4度/精神障がい者(児)1・2・3級  
 特殊疾病患者/要介護3以上
- 12 1から11までの条件によりがたいもので、天災のり災者等で特に必要と認められるため

添付書類をそえてご提出ください。

別記第2号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

## 保育費用徴収金減額通知書

様

板橋区長

さきに申込みのあった保育費徴収金の減額について、下記のとおり決定したので通知します。

記

年度

| 児童名  | 生年月日  |   |  |
|------|-------|---|--|
| 施設名  | 決定年月日 |   |  |
| 利用期間 |       |   |  |
| 内容   | 階     | 層 |  |
| 月別   | 月別    |   |  |
| 4月分  | 10月分  |   |  |
| 5月分  | 11月分  |   |  |
| 6月分  | 12月分  |   |  |
| 7月分  | 1月分   |   |  |
| 8月分  | 2月分   |   |  |
| 9月分  | 3月分   |   |  |

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記第3号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

## 保育費用徴収金減額不適用通知書

様

板橋区長

さきに申込みのあった保育費徴収金の減額について、下記のとおり決定したので通知します。

記

|       |  |           |  |
|-------|--|-----------|--|
| 児 童 名 |  | 生 年 月 日   |  |
| 施 設 名 |  | 決 定 年 月 日 |  |
| 内 容   |  | 階 層       |  |
| 理 由   |  |           |  |
| 備 考   |  |           |  |

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。